

## 戦後日本の政教分離訴訟の展開

——「宗教」「国家神道」をめぐる論争——

國學院大學 塚田穂高

人文社会系領域における所与の概念を問い直すような動きは「宗教」概念にも及び、今日ではそれが近代の構築物であることはほぼ共通了解となっている。他方で、その議論の多くは明治～戦前期の知識人言説における語の用法をめぐるものであり、それが今日の人口に膾炙している「宗教」認識といかに接続しているのかは明らかになっていない。とりわけ、戦前期には国家儀礼としての性格を有し、「宗教」ではないとされた神社神道が、戦後に「宗教」として再出発したという特殊な経緯がある。その戦後も、高度経済成長をはじめとする社会変動を経てすでに70年となり、その間の「宗教」概念も一様であったとは言えないだろう。

こうした問題に迫る上で、戦後日本の政教分離訴訟の諸事例は、大きな示唆を与えてくれる。それらが社会問題として構築・認知される過程では、当該の現象や施設、行為や状態がはたして「宗教」であるのか、どのような「宗教」であるかについて、熾烈な論争が繰り広げられるからである。また、そこで主に問題視されるのは「神道」であり、政教分離という面で「国家」との関係が焦点化されるという点では、「国家神道」をめぐる議論も含んでいる。こうした点からも、宗教社会学的考究のきわめて興味深い対象と言えるのである。

だが、これらについては、憲法学における判例解説あるいはイデオロジカルなオピニオン発信というかたちでの議論が多く、宗教社会学の領域からの研究蓄積はほとんどない。

よって本報告では、戦後日本の政教分離訴訟の構図・論点と代表的ケースの描写を通じ、その社会問題としての構築過程と、そこにおける複数の「宗教」概念ならびに「国家神道」概念の特性と連環構造を明らかにすることを研究課題とする。主たる事例としては最高裁まで争われ大きな社会的注目を集めた津地鎮祭訴訟、山口自衛官合祀拒否訴訟、箕面忠魂碑訴訟、ならびに最高裁で違憲判断がくだされた愛媛玉串料訴訟、北海道砂川市有地上神社訴訟を、主たる資料としては裁判資料・報道資料を扱う。

分析の結果、まずは津地鎮祭訴訟において、一審・二審・最高裁でそれぞれ判決が裏返ったことから「宗教」／「習俗（非宗教）」の対立軸と「目的効果基準」の採用という基本枠組が構築されたことが判明した。山口自衛官合祀拒否訴訟では個人（私）／国家（公）の軸、箕面忠魂碑訴訟では戦没者慰霊の公共性／宗教性という枠組が追加された。そして、それらが靖国国家護持法案や首相公式参拝などの同時代的問題・議論と並行するかたちで、「国家神道」論と連結されていった過程が明らかになった。

さらに、愛媛玉串料訴訟においては「一般人が本件の玉串料等の奉納を社会的儀礼の一つにすぎないと評価しているとは考え難い」、北海道砂川市有地上神社訴訟では「一般人の評価」「社会通念」に照合して「宗教団体」である「氏子集団」に「便益」が提供されている、としてそれぞれ違憲判断がくだされた。これらからは、それまでの政教問題の蓄積による社会的認知と「宗教」認識の変化が踏まえられていることを看取できる。

このように見てくると、政教分離訴訟とは、個々のケースの特殊性や法廷闘争という特徴はあるものの、社会的に問題性が広められ議論が喚起される点からも、戦後日本社会における「宗教」認識のありようを把握する上で大きな戦略性を有するフィールドだということが言える。